

一般競争入札公告

(沖縄県中部土木事務所)

沖縄県中部土木事務所が発注する多機能電話機の賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

なお、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

令和6年10月15日

沖縄県中部土木事務所長 上原 智泰

1 入札に付する事項

- (1) 件名：多機能電話機賃貸借契約（R6-2）
- (2) 契約の内容：仕様書及び入札説明書で定める内容によること。
- (3) 契約期間：令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60ヶ月）
- (4) 使用の本拠地又は保管場所：沖縄県中部土木事務所中城湾港建設現場事務所
(所在地：〒904-2162 沖縄県沖縄市海邦町3-45)
- (5) その他：本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 沖縄県内に本社（本店）または支社、支店、営業所等を有すること
 - イ 過去6年以内（※）に官公庁と同等規模の多機能電話機賃貸借契約の実績を有すること
（※）対象物件の「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」に規定する耐用年数
 - ウ 対象物件の故障等緊急時に迅速に対応できる者であること
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - オ 入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者であること

- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること（再認定を受けた者を除く）
- キ 次に掲げる者と関係を有していない者であること
 - （ア） 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - （イ） 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - （ウ） 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの
- ク 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること

(2) 入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- イ 入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止措置又は指名除外の措置を受けた者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされている者（再認定を受けた者を除く）
- エ 次に掲げる者に該当する者
 - （ア） 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - （イ） 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - （ウ） 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの
- オ 県税に関し滞納がある者

3 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために、次に掲げる書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(1) 提出期限

令和6年10月23日（水曜日）17時必着（直接持参又は簡易書留）

※直接持参は、平日9時～17時（土曜日、日曜日および祝祭日は持参不可）

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 過去6年以内に官公庁と同等規模の多機能電話機賃貸借契約の実績を有することが確認できる資料（契約書の写し等）
- ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- エ 県税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- オ 入札保証金関係書類（後述「8 入札保証金」を確認すること）
 - (ア) 入札保証金を納付する場合：債務者登録票（第2号様式）及び入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）
 - (イ) 入札保証金の免除を受ける場合：入札保証金免除申請書（第4号様式）及び免除要件に該当することを証明する書類

(3) 提出場所

〒904-2155

沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号 沖縄県中部合同庁舎3階

沖縄県中部土木事務所 庶務班

電話番号：(098) 894-6510

FAX番号：(098) 937-2510

(4) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和6年10月25日（金曜日）までに通知する。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

5 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号または名称（営業所の名称を含む）
- (2) 住所または所在地
- (3) 氏名（法人にあっては代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては資本金
- (6) 電話番号・FAX番号

6 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が前述「2 (2) 入札に参加することができない者」に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消しまたはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年10月29日（火曜日）13時30分
- (2) 場所：沖縄県中部合同庁舎4階 入札室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の（2）ア又はイいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 入札保証金を納付する場合

- ア 入札保証金を納付する者は、令和6年10月23日（水曜日）17時までに、債務者登録票（第2号様式）及び入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）を前述「3（3）」に掲げる提出場所へ提出すること。
- イ 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額（消費税込み）））の100分の5以上とする。
- ウ 入札保証金は一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。
- エ 入札保証金の納付にあたっては、前述アにより沖縄県の発行する納付書を使用して金融機関で現金を納付し、領収書の写しを前述「7（1）」の日時までに提出すること。

(2) 入札保証金の免除を受ける場合

入札保証金の免除を受ける者は、令和6年10月23日（水曜日）17時までに、入札保証金免除申請書（第4号様式）及び免除要件に該当することを証明する書類（以下ア又はイいずれかの書類）を前述「3（3）」に掲げる提出場所へ提出すること。

- ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し

た実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 入札に関する質問

疑義がある場合は、質問票（第5号様式）に質問事項を記載の上以下の方法で提出すること。なお、質疑事項がなければ提出不要とする。

(1) 疑義照会

期限：令和6年10月17日（木曜日）17時まで

方法：質問票（第5号様式）を前述「3（3）」に掲げる提出場所へFAXで提出すること。

(2) 疑義照会に対する回答

期限：令和6年10月22日（火曜日）

方法：沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載し、個別の回答は行わない。

11 その他

当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

12 掲載様式

- 第1号様式 入札参加資格確認申請書
- 第2号様式 債務者登録票
- 第3号様式 入札保証金納付書発行依頼書
- 第4号様式 入札保証金免除申請書
- 第4号様式（その2） 同種・同規模契約の実績
- 第5号様式 質問書
- 第6号様式 入札辞退届
- 第7号様式 委任状
- 第8号様式 入札書
- 第9号様式 入札保証金（保管有価証券）還付請求書

〈関係法令等〉

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）